

# 平成 2 1 年度 安全報告書

※ 本報告書は、航空法第 1 1 1 条の 6 並びにこれに基づく航空法施行規則第 2 2 1 条の 5 及び第 2 2 1 条の 6 に基づいて作成されています。

北海道航空株式会社

## (1) 安全確保のための事業運営の基本方針

今年は寅年です、「勢い盛んな年」になると言われております。  
“静から動・寅イ（挑戦）”の姿勢で仕事に臨み、やり抜く決意を  
すると良い年になるとされております。

平成22年度は、「安全は一人ひとりが責任者」であるという  
(スローガン)のもと、「結集・結束・結実」の3つを掲げ —  
安全で安心される会社を目指してまいります。

### ※ 今年度の安全目標

- I 不法奪取・テロ対応体制の維持、強化
- II 無理、無駄のない運航計画・管理による不安全要素の排除
- III 社内の意志疎通推進による収集。整理・活動及び安全意識の強化

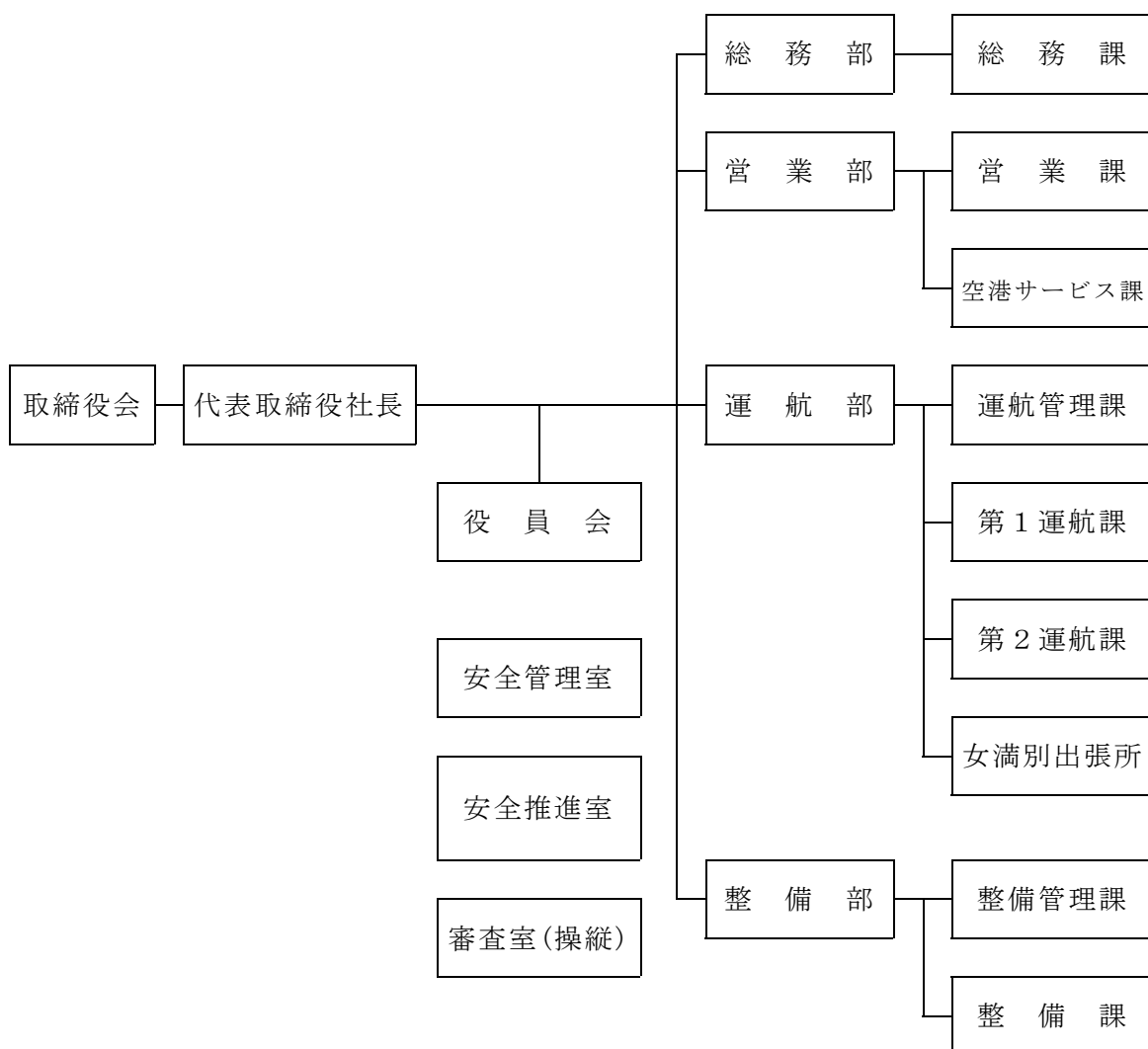
## (2) 安全確保のための事業の実施及び管理体制

### ① 組織及び人員に関する情報

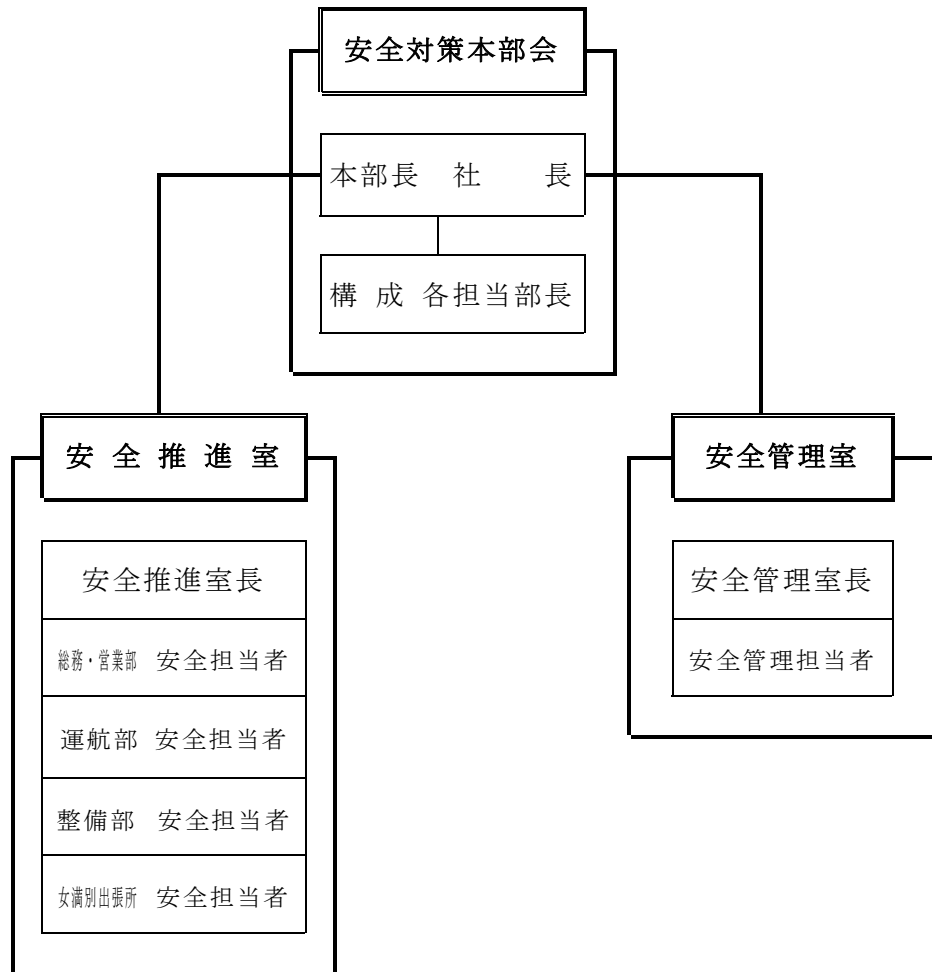
#### ア) 組織図

【北海道航空株式会社組織図】

平成22年4月1日現在



【安全管理体制組織図】



イ) 安全管理体制組織の機能・役割の概要

I 安全対策本部会

- (a) 航空安全を確保・推進する事を目的に、安全方針の決定及び全社的な安全に係わる重要な施策の検討を行い、安全施策・安全投資に係わる最終判断を行います。
- (b) 基本的な安全方針を社内全体に浸透させ、事業運営上の安全に係わる情報の共有化を図ります。

II 安全管理室

- (a) 社長直轄の独立した安全管理業務を担当し、安全に関する重要事項を的確に把握し、社長が適切に経営判断が下せるよう、客観的な立場で報告する等、社長を補佐します。
- (b) 安全に係わる組織、制度、規程類の安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を実施します。

### Ⅲ 安全推進室

- (a) 安全推進室は、安全推進室長を業務の責任者とし、各部の安全担当者が構成要員となり、社長直轄の独立した安全推進業務を担当します。
- (b) 安全推進室長は、安全推進全般の統括、安全業務の指導及び統制をとると共に事故防止のための必要事項に対する会社の規程及び規則等見直しの責任と権限を有し、各安全担当者を指揮し、情報の収集、不安全要素の抽出、原因の調査・技術分析し、リスク情報等の関連情報を共有化します。
- (c) 安全担当者は、安全推進室長を補佐し、各部担当の年度事故防止計画を作成して、安全活動を計画的に実施し事故・不安全等の未然防止に努めます。

#### ウ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

- I 航空機乗組員数 : 14名
- II 整備従事者数 : 13名

#### エ) 運航管理担当者及び有資格整備士の数

- I 運航管理担当者数 : 15名
- II 有資格整備士数 : 14名

### ② 運航の支援体制

ア) 航空機乗組員及び整備従事者に係わる定期訓練及び審査並びに運航管理者に係わる教育

イ) 運航の問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

※ 上記2項目については、航空局が規定する「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び71号」に基づいて作成/認可された「運航規程」及び「整備規程」により適切に実施されています。

ウ) 安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

- I 「年度事故防止計画」でその年度の安全目標を作成し、計画的に実行し、安全推進の実施成果を明らかにすると共に、事後の施策・改善に反映させます。
- II 安全教育を定期及び随時に計画実施しています。
- III 安全会合を合同、各部及び臨時で実施し、安全に関する必要な教訓・対策及び統制事項等の周知徹底を図っています。
- IV 安全点検を定期的を実施しています。
- V 安全観察を繁忙期及び冬期前に実施し、現状を把握分析、潜在事故要因の早期発見と早期対策を図っています。
- VI 安全に係わる組織、制度、規程類の安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を定期的を実施します。

### ③ 保有航空機に関する情報（平成22年4月1日現在）

ア) 保有航空機の種類

- I セスナ式 172R型
- II セスナ式 TU206G型
- III アエロスパシアル式 AS350B2型
- IV ユーロコプター式 EC135T2型
- V ユーロコプター/アエロスパシアル式 AS365N2型
- VI ユーロコプター式 AS365N3型

イ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間及び平均年間飛行回数

機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数
セスナ式 172R型	1	4	150 時間	-
セスナ式TU206G型	3	6	193 時間	-
アエロスパリアル式AS350B2型	2	6	93 時間	209
ユーロコプター式 EC135T2型	1	8	130 時間	-
ユーロコプター/アエロスパリアル式 AS365N2型	2	14	116 時間	123
ユーロコプター式AS365N3型	1	14	139 時間	111

ウ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

I 全体の平均機齢 : 15年10ヶ月

II 機種別の導入開始時期及び平均機齢

機 種	導入開始時期 (初号機)	平 均 機 齢
セスナ式 172R型	2000/10/31	10 年 8 ヶ月
セスナ式TU206G型	1985/04/25	27 年 4 ヶ月
アエロスパリアル式AS350B2型	1991/10/14	16 年 3 ヶ月
ユーロコプター式 EC135T2型	2002/11/19	7 年 5 ヶ月
ユーロコプター/アエロスパリアル式 AS365N2型	1997/01/24	11 年 2 ヶ月
ユーロコプター式 AS365N3型	2007/03/30	3 年 6 ヶ月

- (3) 航空法第111の4の規程に基づく報告に関する事項  
航空運送事業に係わる航行中の不安全及び不具合の発生状況

※ 御座いません。

(4) 安全確保するために講じた措置又は講じようとする措置に関する事項

- ① 事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
- ② 安全向上のために講じた措置又は講じようとする措置

※ 上記2項目についても、御座いません。

- ③ 安全に関する目標達成度、取り組みの実施状況、トラブルの発生状況を踏まえた当該事業年度の安全状況の総括的評価

※ 全社員常に安全運航に取り組んでおり、その結果、重大な不安全及び不具合の発生は御座いませんでした。

平成21年8月27日・28日に航空局より「安全監査」を受けましたが、指摘事項は御座いませんでした。

平成21年10月13日に第5回安全推進連絡会議におきまして、「事業会社の安全管理体制」について発表し、称賛を頂きました。

又、社内規則による内部監査等においても、不安全事項は御座いませんでした。

- ④ 翌事業年度の全社的安全目標、各部門の具体的な取り組み目標等

※ 本報告書の冒頭に有りますように当社の「安全確保のための事業運営の基本方針」に則り、平成22年度の安全目標を達成するため全社員一丸となって、安全運航に取り組んでまいります。